

使用料

時間区分	8時30分 ～ 22時00分
利用区分	1時間当たり
武道場利用	200
剣道場利用	200

備考

- 1 営利目的の利用は、上記金額の3倍の額とする。
- 2 その他実情に応じて光熱水費等の実費を徴収することができる。